

平成29年度事業報告

○ 重点事項

1 保険者支援事業の推進

レセプト点検事務共同事業の拡大

平成27年度から本会に直接点検業務を担当する保険者支援班を新設し、ICT化のメリットを活かした二次点検支援システムの導入で効率的な点検を可能とした。また、本会の基幹業務である審査のノウハウを生かし、経験豊富なレセプト点検専門員を直接雇用することで研修等、知識の底上げが可能となり、質の高い点検を行なった結果、平成26年度の費用対効果4.37が平成27年度は5.66と1.29ポイント上昇し、平成28年度は5.97、平成29年度は6.72と年々効果を上げている。

また、受託保険者は新たに1保険者が加わり、18保険者となって、1ヵ月の取り扱い件数は約20万3千件となった。今後、さらに費用対効果を上げるため対象保険者の拡大を目指す。

2 保健事業の効果的支援

(1)国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

医療保険者は、加入者の健康保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な事業実施が求められている。平成29年度は第2期計画の策定の年に当たり、申請のあった13保険者の支援に取り組んだ。

保健事業支援・評価委員会は保険者ごとの状況に対応するために、保険者を訪問して状況を聞き取り、事業評価を行い、保険者の担当者へ助言した。また、市町への広域的な支援につながるよう、管轄保健所の担当者に同席してもらい、情報を共有した。さらに、第1期計画を振り返り、第2期計画の策定に向けて、必要な知識やノウハウの習得を目的に、全保険者を対象にデータヘルス推進にかかる研修会を開いた。

本会はKDB等のシステムを活用し、健康課題の分析を行うためのデータ集計方法について保険者ごとに助言を行った。

今後は、第2期計画の個別保健事業の評価とPDCAサイクルを確認することになることから、引き続きデータ分析等の個別支援と研修会の開催に取り組む。

(2)特定健診未受診者にかかる医療情報提供事業

特定健診未受診者にかかる医療情報提供事業は、平成27年12月から4保険者で先行開始し、平成28年度には全保険者で実施し広域化が実現した。さらに、保険者の求めにより福岡県、佐賀県の医療機関と契約締結のため、本県医師会から両県医師会に事前に連絡を入れてもらい、本会職員が直接訪問した上で事業概要を説明し了解を得て、現在福岡県2機関、佐賀県6機関の医療機関と契約して事業を拡大している。2カ年の実績は、平成28年度の請求件数1,176件(受診率0.45%)、平成29年度の請求件数1,404件(受診率0.54%)となっている。

今後は、大規模医療機関(病院)及び県外医療機関への協力に向けて、引き続き取り組んでいく。

(3)保険者協議会による保健事業

生活習慣病の発症や重症化予防、健康寿命の延伸を推進するため、取り組んでいる各種データを用いた調査分析は、国民健康保険と全国健康保険協会の特定健診・特定保健指導のデータを用い、平成27年度(平成25年度実績)から提供している「地域・職域を超えたデータ分析(特定健診結果データを用いた疾病マップ)」を今年度は平成29年7月に作成し、関係者へ提供とともに、実務者研修会でテキストとして使用し、マップの見方や有効なデータ分析のための講演を依頼するなど広く活用しているほか、市町や保健所等が地域の勉強会に利用している。

また、平成20年度から直近の特定健診・特定保健指導のデータを使い、県全体及び市町ごとの特定保健指導による効果測定の分析も進めている。データの中で腹囲、血圧に限定していると、保健指導終了者の4~5人に1人は異常値から正常値に改善している。

さらに、前期高齢者医療1人当たりの医療費が全国で一番高い要因分析にも取り組んでいるほか、差額通知後のジェネリックへの切り替えがどの程度行われているかの分析も進めている。

(4)保険者が行う保健事業への支援

国保事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険法第104条の規定に基づき、保険者が行う保健事業の実施及び特定健診・特定保健指導の推進等の支援に取り組んでいる。①本会職員が市町を訪問し、特定健診・保健指導や保健事業等、効果的な保健事業推進のためKDBデータ及び保健事業支援システムの活用等の説明を行い、事業実施の推進を支援した②被保険者の健康保持・増進を図るため、保険者が行う各種スポーツ大会に対して、カップ、メダルを交付しているほか、市町が行う健康づくりのイベントに対し健康器具の貸し出しを行い、国保被保険者の健康づくりを支援した③保健事業に関する研修会は長崎県市町

村保健師会研修会をはじめ、「超高齢社会における地域包括支援のあり方」をメインテーマに第22回長崎県国保地域医療学会を長崎県立大学シーボルト校で開いた④在宅保健師等、マンパワーの有効起用で地域の保健活動を推進することを目的に、長崎県在宅保健事業みつば会の会員を派遣し保険者支援を行った⑤人工透析導入の原因疾患として最も割合が高い糖尿病性腎症の重症化を予防するため、長崎県栄養士会の協力を得て栄養士等を対象にした研修会を県内5地区及び全体研修会を開催し、事業の円滑な推進を支援した。

また、栄養指導等の報告書や共同事業に係る負担金の取りまとめや糖尿病性腎症重症化予防事業対象者抽出を行った。

3 保険者事務共同事業等の推進

保険者が行う事務は複雑・多岐化し、それに伴い事務量も増加傾向にある。これら保険者に共通する事務を本会で一元的に処理することで、事務の合理化や経費の節減を図り、保険者の効率的な事業運営の支援に努めている。今後は市町保険者業務の県単位化も含めた新制度への対応も含め、より一層支援機能を発揮する必要がある。

4 ICTを活用した業務の効率的推進

(1) 次期国保総合システムへの移行

平成29年11月に移行を予定していた国保総合システムについて、2ヶ月先送りし、平成30年1月より新機での本稼動を開始した。

平成30年4月からの国保都道府県単位化による国保情報集約システムの本稼動も差し迫る中で、3月にはすでに連携を開始しているが、主に被保険者マスタ情報の受渡しに関連する諸課題が検出され、各保険者固有の状況について対応を行っているところである。

また、新システムにおいて変更された諸機能や動作環境について各保険者においても対応に苦慮しているという報告がなされており、国保中央会への照会や本県カスタマイズ対応の検討等が求められている。

(2) 新国保制度への移行に伴うシステム対応

新国保制度に対応する「国保保険者標準事務処理システム」のうち「国保情報集約システム」について、平成30年度の本稼動に先がけて30年3月より国保総合システムとの連携が開始されているが、被保険者マスタ情報の受渡しに関しての不具合が多発しており、改修へ向けての対応を適宜行っている。

今後予定されている高額療養費の計算業務についても、本システムから次期国保総合システムへの連携管理となっており、慎重に対応しなければならない。

5 審査支払業務の充実・強化

審査支払機関としての責務を果たすためには、国保連合会職員でしか持ち得ない「レセプトを審査する知識」と「レセプトのもつ被保険者の情報を正しく処理する能力」が求められる。このことを踏まえ、研修等を有効に活用し業務環境の変化に対応できる広い視野を持つ職員の育成に取り組んだ。

平成30年1月本稼動された次期国保総合システムの審査機能が安定していないなか、審査庶務班を中心に全員で検証等を進め、審査委員への影響を減らすよう努めている。

また、「審査基準の統一化」をめざすなか、支払基金長崎支部との長崎県での基準のすり合わせを行う審査研究会も7月と1月に開催され差異の解消に努めている。

6. 介護保険・障害者総合支援事業の推進

介護給付費等審査支払業務並びに障害介護給付費等支払業務の適正かつ効率的な運用に努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の業務や総合事業対象者にかかる介護予防ケアマネジメント費の支払処理の長崎県独自の支払システムから全国標準システムに上記処理が代わることから保険者に対する対応について、担当者説明会を開催し、適切な処理に努めた。

また、保険者が行う介護給付適正化対策事業への支援として、介護給付適正化システムにより給付実績データを活用した適正化情報(突合・縦覧)を保険者に提供している。支援の強化として、介護給付明細書等の縦覧点検業務について、本会の疑義照会の結果による事業所からの請求取下げ依頼を受付けて、過誤申立一覧を作成・提供し、保険者事務の負担軽減に取り組んでいる。更にケアプラン分析システムによる分析データを提供しており、平成29年度は分析データの更なる活用を目的に「ケアプラン分析データ活用研修会」を開催し、保険者が事業所への監査等で使用するケアプランの点検等を支援している。